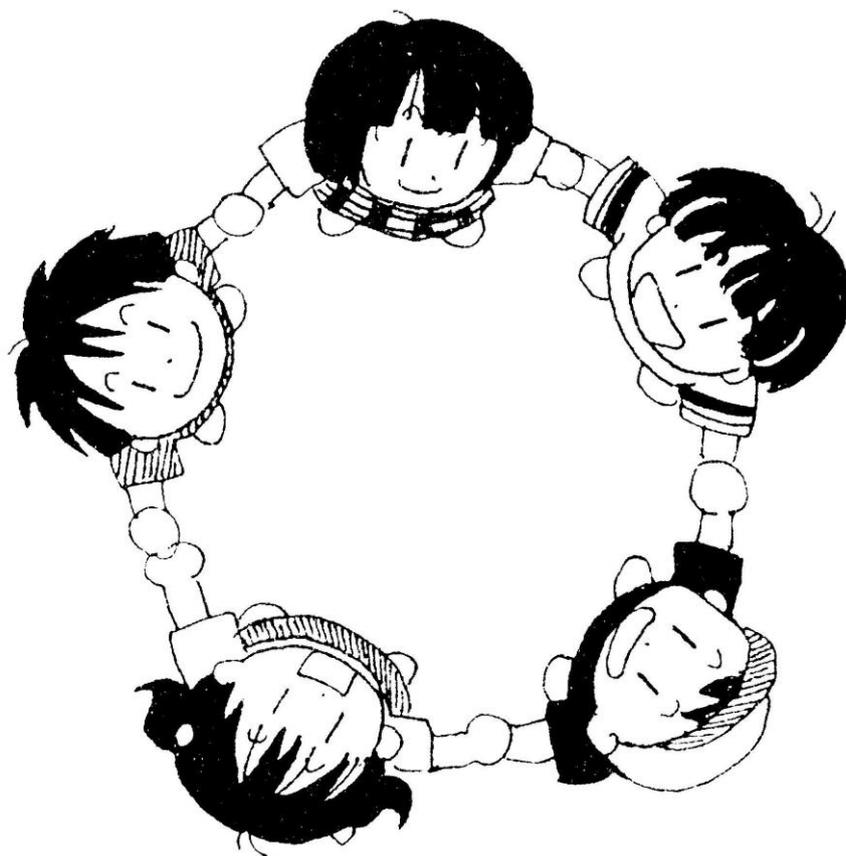


すべての子どもたちに
いきいきとした放課後を！

春日部市放課後児童クラブ 父母会連絡会

その組織と活動について



2020年版

春日部市放課後児童クラブ父母会連絡会

この文書は、春日部市放課後児童クラブ父母会連絡会（以下、連絡会）の目的と活動内容、組織の構成などをまとめたものです。また、学童保育の現状や、学童保育と父母会の関わり的重要性を理解していただき、父母会の活動の参考にしていただくための資料なども付記してあります。

学童保育を巡る状況は日々変化しています。父母としてどんな事に注目し、どんな行動をしてゆくべきなのかは、状況の変化の中で随時考えていく必要があります。しかし、子どもたちが安全で、安心して生活することができる環境を守り、作っていくことが、私たち父母の活動の最も大切な役割であることは今後も変わりません。

本書を通じて、連絡会の意義についてご理解いただくと共に、全ての父母の皆さんが子どもたちの生活を見つめ、守っていくという意識を新たにしていいただければ幸いです。

目次

1. 連絡会の目的	2
2. 組織と活動	3
3. 連絡会 規約	4
4. 春日部市の学童保育の歴史	6
5. 春日部市の学童保育の運営形態	7
6. 父母会の役割	8

1. 連絡会の目的

<学童保育の充実を目指して>

春日部市放課後児童クラブ父母会連絡会は、春日部市の学童保育（放課後児童クラブ）で生活する子どもたちと、子どもを預ける父母の利益を考え、そのために必要な保育環境を検証し、より充実したものにするために、父母会相互の情報交換と意見交換を行い、必要に応じて行政に働きかけるなどの活動を行なう事を目的とします。

<地域によってまちまちな現状>

学童保育は、1998年の児童福祉法改正により「放課後児童健全育成事業」として正式に法制化され、国と自治体が責任を持って実施推進する事業と位置づけられました。しかし、保育園などとは異なり、施設や保育内容に関する法的基準は無く、地域によってまちまちな運営が行なわれています。そのため、地域によっては非常に劣悪な環境で、「ただ子どもを預かっている」というだけの学童保育が現実に存在します。

2015年から、国が策定した新しい「子ども・子育て支援新システム」により、高学年も含めた全学年の受け入れが義務付けられると共に、適正規模や環境についても、新たな指針が示されました。しかしながら、事業を実施するのは各市町村であり、指針が必ずしも守られるわけではなく罰則もないため、子どもたちの生活を左右する保育環境の良し悪しは、相変わらず各自自治体に委ねられているのが現状です。

<春日部市の学童保育>

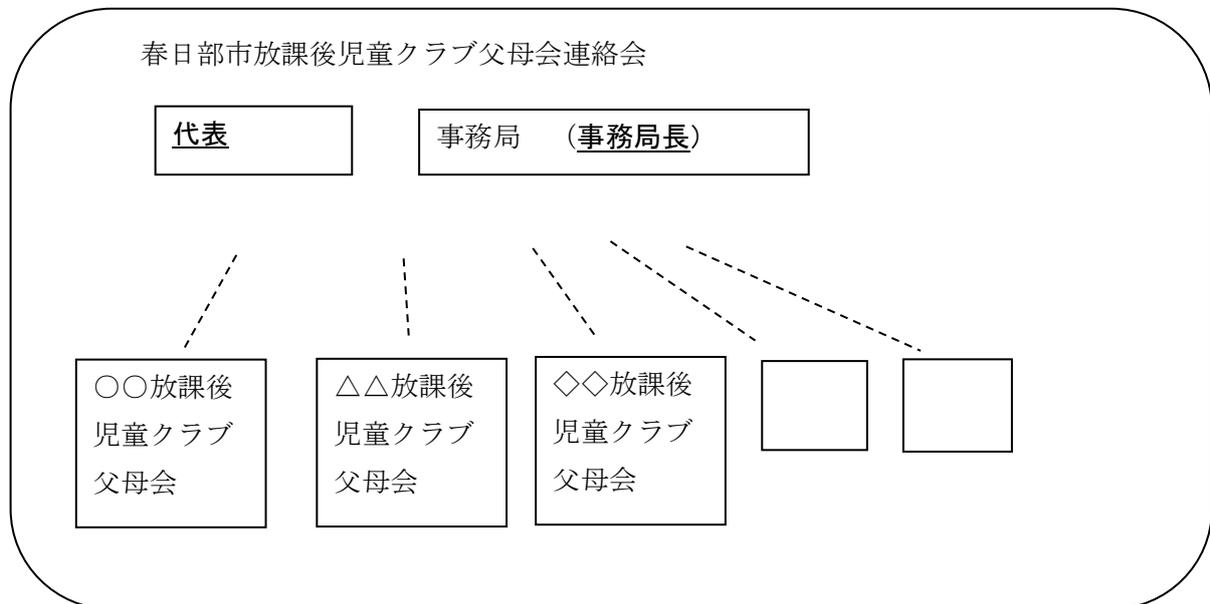
春日部市の学童保育は、必要とする親たちが集まって場所を確保し、指導員を雇用して「共同保育」という形でスタートしました。1998年から、全ての小学校に「放課後児童クラブ」が設置され、公設公営による運営が開始されました。公設スタート以降も、「施設に余裕がある場合に限り」という条件付きながら高学年の入室が認められてきた事は、民営時代から続く父母会の結束により、市に対して強く訴え続けた結果であり、他の公設学童保育導入市町村とは大きく異なる点であります。

<父母が結束して訴えることの大切さ>

上述のように、父母が共通認識の下に必要な施策を強く行政に訴えていくことは、未だ明確な法的基準の無い学童保育にとって極めて重要な事です。また、父母が学童保育の運営にしっかりと目を向け、保育内容の充実に向けて積極的に働きかけを行なっていくことが大切です。現在の学童保育は、過去に多くの父母や指導員たちが、試行錯誤を繰り返しながら、研究を重ねた上に成り立っていることを理解しなければなりません。その上で、私たち父母も、未来の子どもたち、父母たちのために、現在の学童保育の現状を見つめつつ、より良い方向に導くための努力をする義務があるのではないかと思います。

2. 組織と活動

<連絡会の組織>



<役員>

代表 : 会の総括、文書への署名など

事務局長 : 事務局 (事務処理、会議準備、資料作成など実務作業) の統括、対外交渉窓口

<主な活動>

連絡会は、その目的のために次の様な活動を行います。

- ◇各クラブ、各父母会の状況を把握し、必要に応じて全クラブに情報を提供する
- ◇法律の改正や政策に関する情報、他地域の情報などを収集し、父母に提供する
- ◇会議や行事などを通じて、クラブ間の情報交換や交流の場を提供する
- ◇父母の意見や各クラブの問題などをまとめ、市に要望を提出する
- ◇その他、父母会や児童クラブが抱える問題に対処するための必要な手助けを行う

<連絡会の会議>

総会 (年1回)	年間予算、活動計画の決定 重要事項の決定
代表者会議 (年3回)	重要事項の決定 具体的行動の決定 会員相互の情報交換
事務局会議 (不定期開催)	会議の準備 (会場、資料等) 情報収集 対外交渉準備

春日部市放課後児童クラブ父母会連絡会 規約

第1章 総則

第1条 名称

この会は、春日部市放課後児童クラブ父母会連絡会という。（以下「本会」という。）

第2条 目的

本会は、放課後の児童の安全と生活を守り豊かにするとともに、父母が安心して働き続けるために、保育内容の向上を目指し、より充実した学童保育を実現していくことを目的とする。

第3条 事業

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 子どもたちの豊かな放課後生活を実現するため、安定的かつ継続的な保育環境を実現する。
2. 保育内容の充実及び向上を図るため、会員相互の交流を図る。
3. 他地域の学童保育情報を会員で共有する。
4. その他、本会の目的達成に必要な事業を行う。

第4条 構成

本会は、以下で構成される。

1. 会員 春日部市内の放課後児童クラブ父母会。
2. 賛助会員 上記以外で、目的に賛同する個人。

第2章 機関

第5条 機関

本会に、次の機関を置く。

1. 総会
2. 代表者会議
3. 事務局

第6条 総会

総会は、本会の最高決議機関であり、会員および賛助会員で構成し、原則として年1回開催する。ただし、代表者会議が必要と認めたときは、すみやかに臨時総会を開催しなければならない。尚、賛助会員は総会への参加および発言をする事ができるが、議決権を持たない。

第7条 代表者会議

代表者会議は、会員および賛助会員で構成する。代表者会議は、総会に次ぐ決議機関であるとともに、本会の執行機関であり、必要に応じて年間数回開催する。尚、賛助会員は代表者会議への参加および発言をする事ができるが、議決権を持たない。

第8条 決議

総会および代表者会議の決議は出席者の過半数の賛成を必要とする。

第9条 事務局

事務局は、会員メンバーおよび賛助会員により構成し、本会の目的を達成するために、企画、立

案、情報収集、連絡、会計等の事務処理を行う。

第3章 役員

第10条 役員

本会に、次の役員を置く。

1. 代表 1人
2. 事務局長 1人

第11条 役員の任務

1. 代表は、本会を代表し、会の円滑な運営を進める。
2. 事務局長は、事務局を統括し、会の活動を推進するための実務を行う。

第12条 役員の選出方法

本会の役員は、代表者会議で推薦し、総会の承認を受ける。

第13条 役員の任期

役員の任期は、総会から翌年の総会までの1年とし、再任を妨げない。

第14条 役員の補充

役員に欠員が生じたときには代表者会議の承認を得て補充できる。但しその任期は前任者の在任期間とする。

第5章 会計

第16条 運営経費

本会の運営経費は、協賛金その他の収入をもって充てる。

第17条 会計年度

本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年の3月31日までとする。

第18条 会計監査

会計監査は、事務局員以外から選出し総会の承認を受ける。会計監査は、本会の経理状況を監査し、代表者会議・総会に報告する。

第6章 付則

第19条 規約の改正

この規約は、総会の決議により改正することができる。

第20条 細則

この規約の実施に必要な細則は、別に定める。

第21条 発効

この規約は、2008年2月24日から発効する。

改正履歴

2011年5月15日 一部改正

2015年5月17日 一部改正

春日部市における学童保育の歴史

<公設民営、民設民営時代>

1967年 大畑小、共同保育の会発足（春日部市初の学童保育）

「つくり運動」の時代

1972年 大畑小にプレハブ完成（公設民営）

1973年 埼玉県単独補助開始

春日部市学童保育連絡協議会発足

「施設確保」の時代

以降、備後、武里、藤塚など次々に学童保育がスタート

1978年 春日部市単独補助開始

1996年 春日部市学童保育の会発足

<公設公営時代>

指導員の継続雇用、高学年入室の危機

1998年 改正児童福祉法施行

市内全小学校敷地内に公設公営学童保育がスタート

「増設運動」の時代

市が設置し、春日部市福祉公社に管理委託

2005年 旧庄和町と合併

指定管理開始に先立ち、「福祉公社による運営継続性を求める要望署名」提出

2006年 指定管理者制度導入、春日部市福祉公社に随意指定（旧春日部市18クラブ）

2008年 春日部市放課後児童クラブ父母会連絡会発足

公募により、旧庄和町4クラブを福祉公社に指定

保育の継続性維持を求める要望書提出

「保育の質」を問う時代

2009年 社会福祉協議会に随意指定（市内全22クラブ）

2010年 大規模クラブ分割により、22クラブ→30クラブに

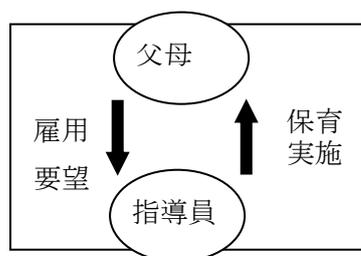
2014年 公募により社会福祉協議会に指定（市内全22小学校31クラブ）

2015年 児童福祉法改正に伴う条例改正 全学年が対象に

2018年 指定管理者公募に社協が応募せず、(株)トライグループが指定を受ける
（2019年度からトライグループによる運営がスタート）

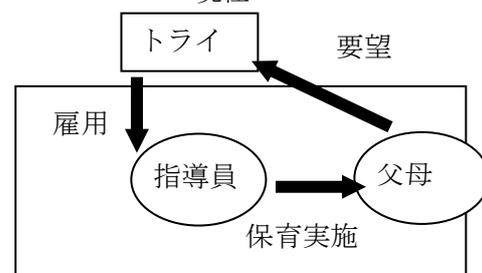
2. 民営時代と現在の違い

<民営時代>



保育内容に対する
直接の合意が成立

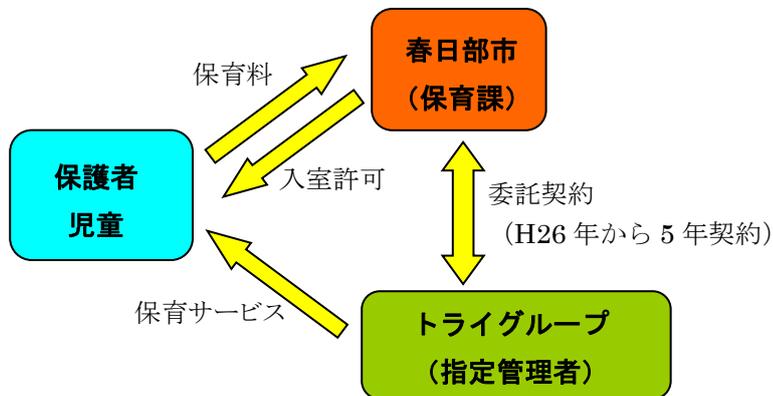
<現在>



保育内容に対する要望
が反映されにくい構造

春日部市の学童保育の運営形態

春日部市の放課後児童クラブは、**指定管理者制度**の下で**市が指定先を選定**し、運営を委託しています。現在の指定先は**(株)トライグループ**です。



指定管理者制度とは？

自治体が保有、管理している施設の運営を、議会の承認を経て指定された民間団体に委託する制度。指定期間（通常3年から5年）が存在し、期間終了後は再度指定先の選定が行われる。最近では、学童保育のほか、保育園や公民館、公園など多くの施設に導入されている。

指定管理者制度の問題点

- ・指定期間が限られている → 継続的な運営が望まれる施設には不向き。
- ・コストダウン偏重主義 → サービス内容の低下につながる。
- ・民間企業への指定が可能 → サービス事業の丸投げ。企業倒産のリスク。

<ハッピーマイル事件（2008年）>

東京や埼玉で複数の保育園や学童保育を運営していた企業が倒産。年度途中で子どもの受入れができなくなり、大混乱に。自治体が前払いした委託費も、債務返済に使われてしまった。

<公募が生んだお粗末な現実～所沢（2009年）>

大規模分割により同一小学校に新たに生まれた第2学童保育を、市が公募により民間企業（保育園の実績がある法人）に指定。しかし指導員に経験が無く、「父母会で何を話すんですか？」「おやつは何を出したらよい？」「子どもが来るまでの時間何をしたらよい？」など、基本的な事を第1学童の指導員に聞いてくる。

近年、指定管理者制度の元で民間企業に運営を任せる自治体が増えています。「民間企業のノウハウを活かし、サービスの向上を図る」といううたい文句が乱用されていますが…。

民間企業には「利益を生む」という至上命令があります。設備（建物）が提供されている公設学童保育において、運営費の90%は人件費（指導員の給料）であり、そこから利益を出そうとすれば必ず人件費を削減する必要があります。人件費の削減は指導員のモチベーション低下や離職率の増加につながり、それは即ち保育の質の低下に直結する事が自明です。同一予算による民間企業への委託は、サービス向上をうたいながら実際には保育の質を下げる結果につながる施策なのです。

父母会って、なに？

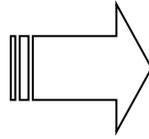
お子さんが学童保育（放課後児童クラブ）に入室して初めて、「父母会」というものを知った方は多いと思います。そもそも父母会とは何のためにあるのでしょうか？ それが学童保育の成り立ちや現在の運営とどんな関係があるのでしょうか？ 「父母会役員」となった方でも、疑問に思う事があるのではないのでしょうか？

父母会の役割と学童保育の実情について、今一度考えてみましょう。

そもそも学童保育は どの様にしてできたのか？

父母の運動がなければ 学童保育はできなかった

「放課後の子どもたちが安心して生活できる場を作りたい」 そうした願いを持つ親たちが、必要に迫られ、「作り運動」を続けた結果、学童保育が生まれました。最初は「親たちが勝手にやっている事」ととらえられていた事業ですが、長年の運動の結果、1998年、ついに「放課後児童健全育成事業」の名の下に、「行政が責任を持って実施する事業」へと認識の変換が成されたのです。

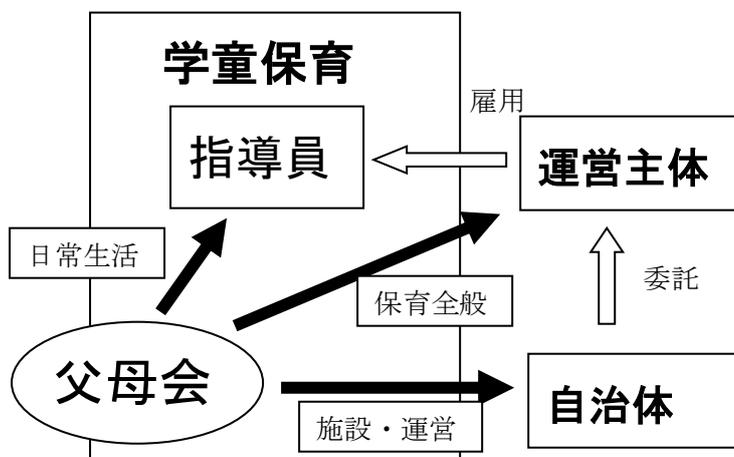


これからの学童保育は どうなっていくの？

「作る」ことは必然！ だけど中身は？

保育園が法律によって厳しくその中身を規定されているのに対し、学童保育は強制力のある法律がありません。従って、自治体の都合によって様々な形態による運営が行なわれています。こうした背景の中、「子どもを預かるだけ」の様ならずさんな運営も可能な現状があり、一部の自治体では大きな問題が発生するケースも見られます。今後の学童保育がどうなっていくのか、不安は尽きません。

父母会こそ、学童保育発展の原動力！



(春日部市の運営形態の場合)

父母会には、学童保育での子ども達の生活を安全で安心できるものにするために、その内容に応じて「指導員」「運営主体」「自治体（設置主体）」に要望を出し、働きかけていく役目があります。上述したように、父母からの働きかけ（要望）がなければ、学童保育は自治体の都合の良いように運営されます。その結果、効率や経費の節減だけを優先した運営になってしまう危険をはらんでいます。

反対に、父母会の結束による強い要望が、自治体を動かし、より良い保育環境の実現に繋がっていくのです。

父母会、5つの役割

作り、運営する

学童保育が足りない地域では、まず「作る」運動が必要です。多くの場合、必要とする父母が中心となって活動する事になります。

交流し、支え合う

働きながらの子育ては様々な困難があります。働く親同士が交流し、子育てを中心として話し合うことで、お互いの精神的な支えになることができます。

子ども達の生活を形成する

父母と指導員が話し合うことにより、子ども達の放課後の生活を豊かにすることができます。定例会での話し合いや、日々の伝え合い、交流が大切です。

改善する

保育環境の改善や指導員の労働条件など、学童保育の改善には父母の強い働きかけが必要です。

学童保育全体をより良くする

個々の学童保育の問題は、地域の学童保育に共通する事が多くあります。行政に働きかけて、地域全体のレベルを上げる取り組みが必要です。

みんなのための父母会になるように

「父母会の役割分担が負担」「働くことだけで大変なのに、更に父母会まで」こんな声が聞かれるのも事実です。父母会が親にとって「負担」になってしまえば、本来の役割を果たせません。

「参加して良かった」「役に立った」と思ってもらえるような父母会になるようにしたいものです。

そのためには、父母会運営に当たって次のような配慮をする事が大切です。

- ・参加することで、指導員から子どもの話をたくさん聞ける。
- ・先輩の保護者から、子育ての知恵をたくさん聞ける。
- ・何でも感じたこと、言いたい事が気張らずに話せる。
- ・たくさんの友達ができて、相談できる仲間ができる。
- ・新しく参加する父母も気軽に溶け込める。
- ・それぞれが事情に応じてできる範囲で協力できる。
- ・子ども連れ（幼児も）で参加できる。

元気な父母会の存在が、充実した保育に繋がります！

私にとっての父母会

文京区父母 OB

子どもが縁で知り合った仲間だから、いつも真ん中に子どもたちがいる。それも2人や3人じゃなくてね、学童保育の子どもたち、みんながいる。誰の親とか、誰の子どもとか、そんな細かい事はどうでも良くなって、あの子のお父さんにもなるし、うちの子に新しいお母さんができたりもする。こんなおとなたちが、うちの子の周りに居てくれると感じるときが、とってもうれしく思えた瞬間。

父母会は子どものためではあるけれど、子どものためだけの父母会だと思つとなんか重くて辛い？ そんな時は、「これは私のための父母会です」と断言してしまうと、多少大変なことも「あはは」と笑って楽しめるかもしれませんよ！